

# 令和3年度 第1回三重県企業庁経営懇談会 説明資料

1	三重県企業庁の概要について	
(1)	令和3年度の組織体制	1
(2)	各事業の概要	2
ア	水道事業	2
イ	工業用水道事業	4
ウ	電気事業（RDF焼却・発電事業）	6
(3)	令和2年度決算の概要	8
2	三重県企業庁経営計画改定に係る中間案について	11
(1)	改定について	11
(2)	各事業における主な改定内容	11
(3)	今後のスケジュール（案）	13
	<b>【添付資料】</b>	
	三重県企業庁経営計画改定に係る中間案（概要版）	14

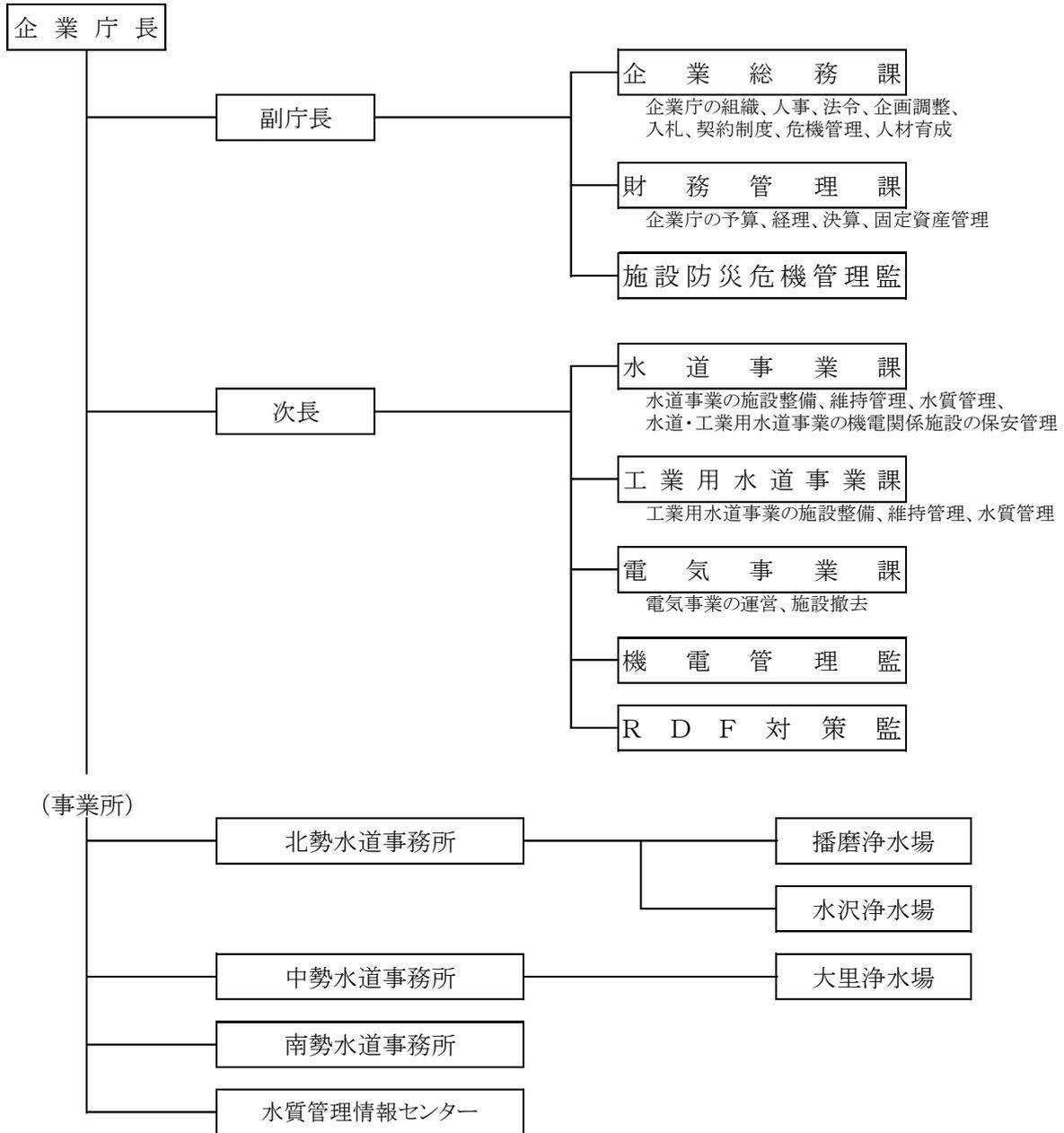
令和3年11月5日

三重県企業庁

# 1 三重県企業庁の概要について

## (1) 令和3年度の組織体制

### ア 組織図〔5課、4事業所〕



### イ 職員数の推移（令和3年4月1日現在）

【単位：人】

	H 2 9		H 3 0		R 元		R 2		R 3	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本 庁	61	△3	61	—	61	—	61	—	58	△3
事業所	125	1	124	△1	124	—	119	△5	120	1
計	186	△2	185	△1	185	—	180	△5	178	△2

## (2) 各事業の概要

### ア 水道事業

#### (ア) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

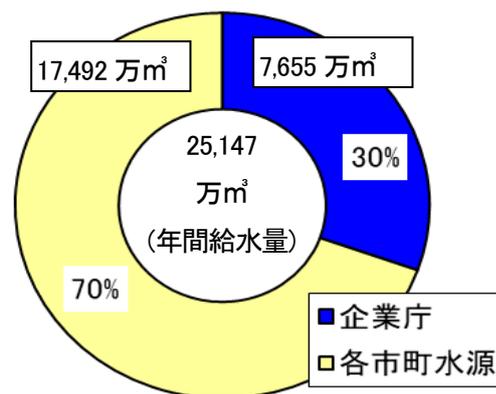
その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

令和3年11月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366m<sup>3</sup>となっています。

令和元年度の企業庁の給水量は7,655万m<sup>3</sup>で、県全体の給水量2億5,147万m<sup>3</sup>の30%を占めています。

(令和2年度の企業庁の給水量は7,589万m<sup>3</sup>)

県内水道の給水量に  
企業庁の水が占める割合  
(令和元年度実績)



#### (イ) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、現在の水道料金は令和2年4月1日に改定を行っています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m<sup>3</sup>・月)」を乗じて得た金額  
 使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

#### 料金表

(令和3年11月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m <sup>3</sup> ・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/m <sup>3</sup> )	39					

水道事業の概要【営業関係】

(令和3年 11 月 1 日現在)

事業名		水源 <浄水場>	計画 目標 年度	給水対象市町及び給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日
北中勢 水道用水 供給事業	北勢系 木曾川水系	木曾川総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60	四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52. 3. 28 全部給水: S54. 4. 1
	北勢系 三重用水系	三重用水 <水沢>	H12	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3. 4. 1 全部給水: H8. 4. 1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	R7	四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13. 4. 1 一部給水: H21. 7. 1 全部給水: H23. 4. 1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46. 6. 4 一次拡張: S56. 4. 1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	R7	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10. 4. 1
南勢志摩水道 用水供給事業		櫛田川 (蓮ダム) <多気>	R2	伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62. 5. 1 全部給水: H27. 4. 1
合 計				18市町	429,366	

※計画目標年度は、事業認可時において、施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度

水道事業の概要【確保水源】

(令和3年 11 月 1 日現在)

水 源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43～ 平成 6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46～ 平成 3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)
合 計	172,050		114.3 億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額

## イ 工業用水道事業

### (ア) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。

この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

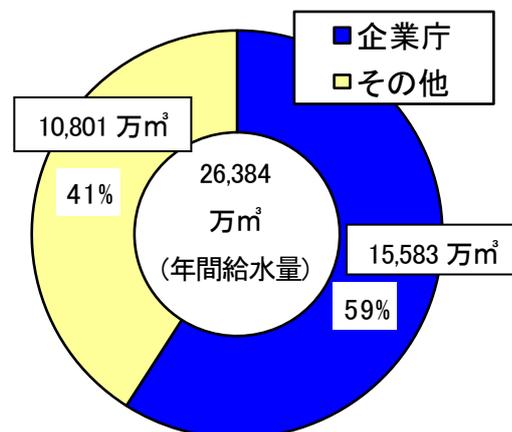
令和3年11月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m<sup>3</sup>で、県内の92社105工場に工業用水を給水しています。

平成30年の企業庁の給水量は1億5,583万m<sup>3</sup>で、県全体の工業用水使用量2億6,384万m<sup>3</sup>注の59%を占めています。

(令和2年の企業庁の給水量は1億5,642万m<sup>3</sup>)

(注) 県全体の工業用水使用量は、最新の令和元年工業統計調査(経済産業省)より引用

県内工業用水の使用量に  
企業庁の水が占める割合  
(平成30年実績)



### 工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和3年11月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 水(岩屋タム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年~	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	15社17工場	雲出川 (君ヶ野タム)	(50,000) 33,000	14,970	昭和46年 5月1日	昭和44年~	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榊田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36~62年度	908,208
合計		92社105工場		(1,088,500) 911,500	808,460			(14,699,936) 69,255,243

※①給水能力の( )内は全体計画量、事業費の( )内は水源負担額(外数)

②給水区域は、現在給水している区域

③中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし

④給水工場数の合計は、各事業別の数を積み上げたもの

## 工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和3年11月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		約296.4億円

### (イ) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道料金は事業ごとに設定しており、令和2年度に、令和3年度から5年間の料金について検討し、3事業とも料金を据え置きました。

基本料金・・・「基本使用水量 (m<sup>3</sup>/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額  
 使用料金・・・「使用水量 (m<sup>3</sup>/日)」(基本使用水量から休止水量<sup>注</sup>を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回(5月、11月)

### 料金表 (令和3年4月1日現在)

(単位: 円m<sup>3</sup>)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

## ウ 電気事業

### (ア) 事業概要

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、平成14年12月から企業庁が運営を開始しました。

三重ごみ固形燃料発電所<sup>(※1)</sup>は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修及び危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開し、安全・安定運転に努めてきました。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、平成30年7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、「製造団体<sup>(※2)</sup>は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。これを受けて、RDF製造団体は令和元年8月から9月にかけて、順次、新たなごみ処理体制に移行し、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は令和元年9月17日をもって終了しました<sup>(※3)</sup>。

現在、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組を進めています。

#### ※1 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

#### ※2 RDF製造団体（5団体12市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	—
紀北町	—

#### ※3 RDF焼却・発電実績

	RDF処理量(t)	供給電力量(MWh)
累計(H14~R1)	752,764	約795,251

### (イ) RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組

「三重県企業庁経営計画」に基づき、関係市町及び関係部局と協議を行い、事業の円滑な終了に向けて取り組んでいくこととしています。

a RDF処理委託料の清算を令和2年度と令和3年度の2カ年に分けて行うこととしており、関係市町と協議のうえ令和3年度分の清算を行います。

<令和2年度清算額 300,000千円>

<令和3年度清算見込額 413,803千円>

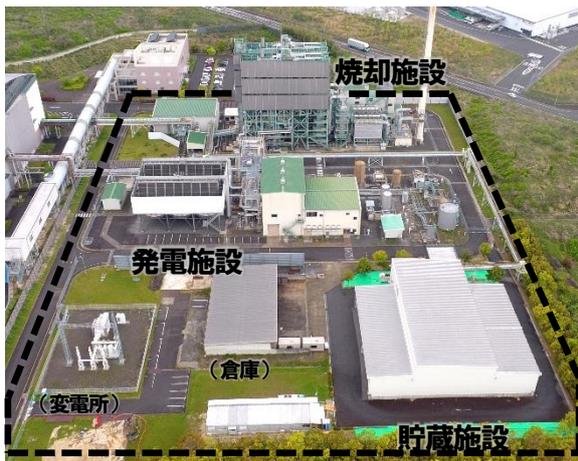
- b RDF焼却・発電施設の撤去工事については、周辺環境や安全対策に十分配慮して進めるとともに、ホームページの開設等により地域住民に工事の情報を提供していきます。また、地域住民や学識経験者で構成する「安全管理会議」において、周辺環境の状況や安全対策の実施状況等を報告し、ご意見を工事の施工に反映していきます。

<工事概要>

工事名 : RDF焼却・発電施設撤去工事  
 工事場所 : 桑名市多度町力尾地内  
 工事契約金額 : 1,609,520,000円(税込)  
 契約期間 : 令和3年1月28日～令和5年1月27日  
 受注者 : 安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体

工事工程(予定)

項目	時期	令和3年度				令和4年度				
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
施設撤去工			[Green bar spanning from April to October]							
汚染土壌入替工			[Green bar spanning July to August]							
その他		[Green bar spanning February to March] 準備工						[Green bar spanning October to December] 整地工、後片付け		



開始時(令和3年3月)



現況(令和3年9月)

- c 事業の総括については、関係部局と連携して進めることとし、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も確認し、令和3年度中に中間報告を行います。そして、すべての業務が終了する段階で速やかに最終報告が行えるよう取組を進めます。
- d 電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについては、関係部局と連携して進めていきます。

### (3) 令和2年度決算の概要

#### ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る令和2年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用であり、施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費等です。

(単位:百万円・税抜き、%)

	水 道		工業用水道		電 気	
	R2	対前年度比	R2	対前年度比	R2	対前年度比
営業収益	8,131	99.2	5,401	100.1	0.0	0.0
営業費用	8,250	97.6	5,229	100.5	193	16.9
営業損益	△119	46.3	172	90.2	△193	35.8
営業外収益	1,003	116.4	366	96.7	2	8.3
営業外費用	513	118.2	197	90.4	2	460.7
経常損益	372	216.5	341	97.0	△194	37.4
特別利益	-	-	-	-	-	皆減
特別損失	-	-	-	-	300	122.7
純損益	372	216.5	341	97.0	△494	69.6
前年度繰越利益剰余金等	172	50.5	352	81.4	-	皆減
当年度未処分利益剰余金	543	106.2	693	88.4	△494	14.7

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。(貸借対照表も同じ)  
単位未満の金額は小数点第1位まで表記しています。

#### イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和2年度末の資産、負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用权等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

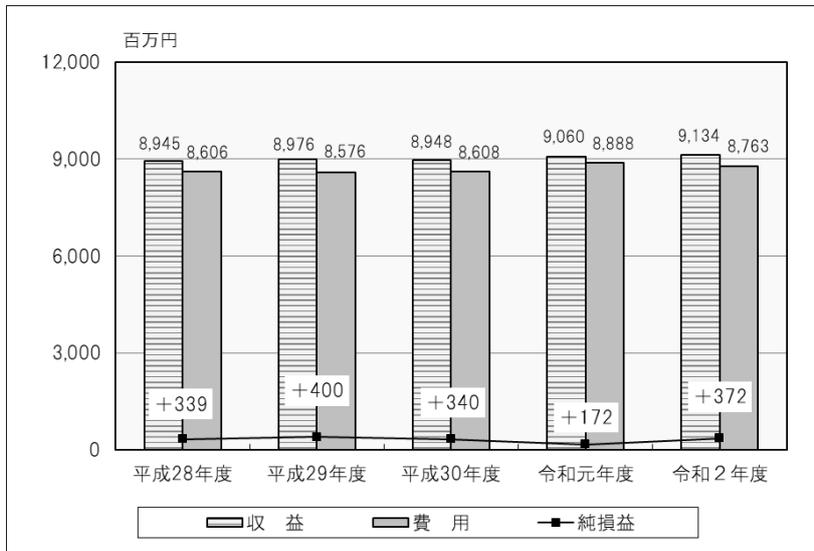
資本は、資本金と剰余金で構成されます。

(単位:百万円・税抜き、%)

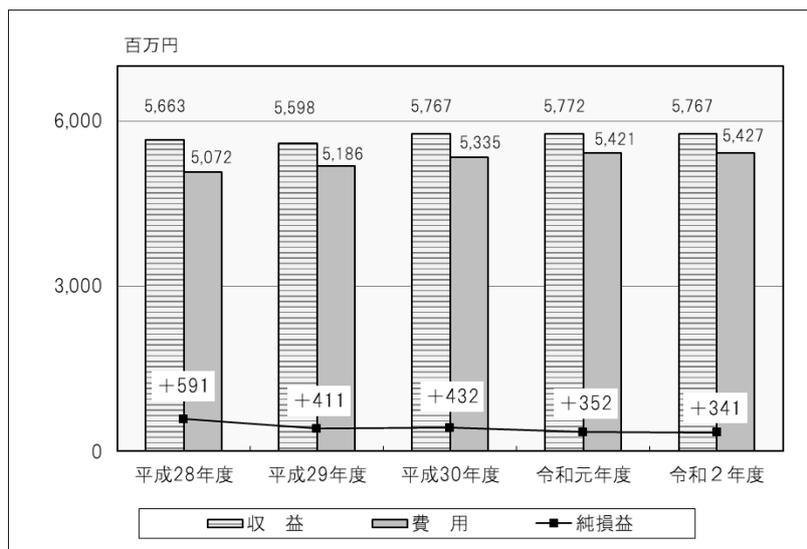
	水 道		工業用水道		電 気	
	R2	対前年度比	R2	対前年度比	R2	対前年度比
固定資産	120,551	99.2	111,291	101.6	364	28.8
流動資産	11,812	98.5	8,492	105.8	3,164	36.9
資産合計	132,363	99.1	119,782	101.9	3,529	35.9
固定負債	16,031	89.5	24,124	108.5	166	106.9
流動負債	2,375	87.0	1,390	92.5	46	55.2
繰延収益	22,179	100.6	16,931	98.5	-	-
負債合計	40,586	95.1	42,445	103.7	212	89.0
資本金	90,365	101.0	75,416	101.0	3,811	29.4
剰余金	1,412	102.3	1,921	95.5	△494	14.7
資本合計	91,777	101.0	77,337	100.9	3,317	34.6
負債資本合計	132,363	99.1	119,782	101.9	3,529	35.9

## イ 決算額の推移

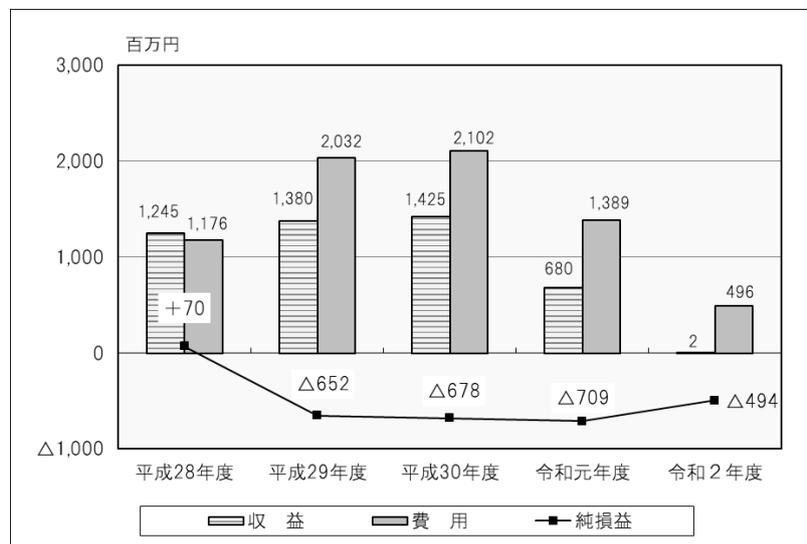
### (ア) 水道事業



### (イ) 工業用水道事業

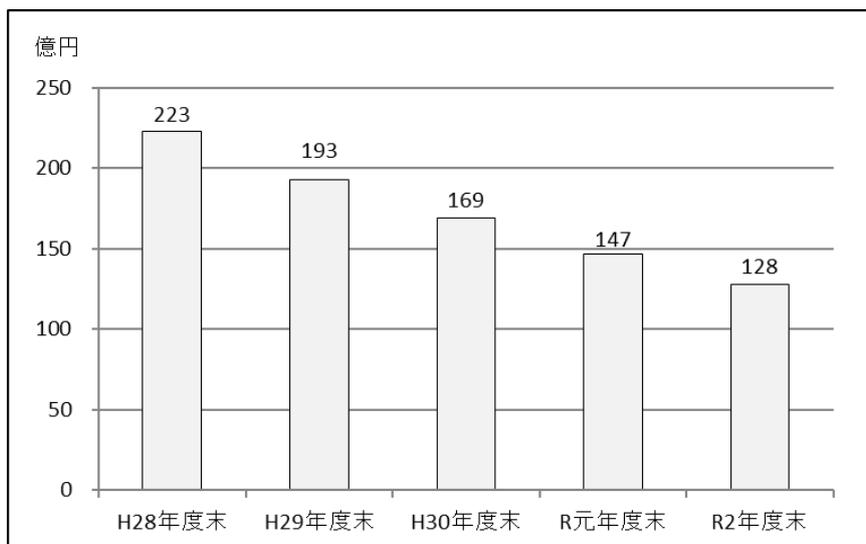


### (ウ) 電気事業

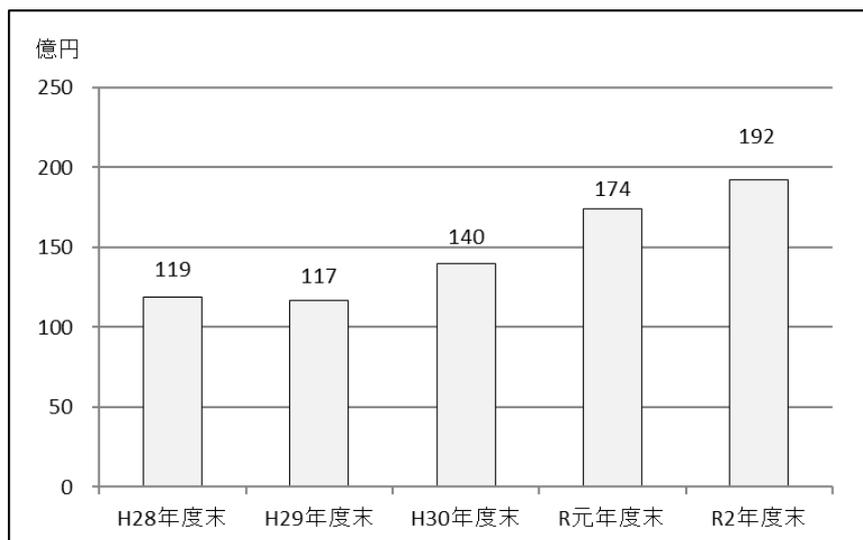


## ウ 長期債務（企業債）残高の推移

### （ア）水道事業



### （イ）工業用水道事業



### （ウ）電気事業

平成 27 年度に企業債の償還が完了しており、長期債務はありません。

## 2 三重県企業庁経営計画改定に係る中間案について

### (1) 改定について

「三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）」については、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示す10年間の計画として平成29（2017）年3月に策定し、定期的に検証・改善を行いながら、経営目標（「安全でおいしい水の供給」「強靱な水道の構築」「強靱な工業用水道の構築」「健全な事業運営の持続」など）の達成に向けた取組を進めてきました。

計画策定後の5年間には大規模自然災害が全国各地で発生し、水道・工業用水道では、浄水場等の停電や配水管等の破損など甚大な被害を受け、復旧までの期間の事業運営に大きな影響が及びました。このような状況を背景に、国においては、防災・減災、国土強靱化のための対策が閣議決定され、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策が集中的に実施されているところです。

企業庁においても、こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進める必要があります。

経営計画は、策定から5年を経て計画の折り返し地点を迎えました。計画策定後の企業庁を取り巻く状況の変化をふまえ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの今後5年間の計画内容を改定します。

### (2) 各事業における主な改定内容

#### ア 水道用水供給事業

強靱な水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めます。

##### 【耐震化】

- ・浄水場の浄水処理施設の耐震補強工事を計画的に実施します。（高野浄水場6施設）
- ・主要施設である調整池の耐震化を計画的に推進します。
- ・耐震適合性のない管路約160kmのうち、被害率の高い管路などを優先して、耐震適合性のある管への布設替えを進めます。
- ・布設後40年を経過した耐震適合性のない管路については、補助金等を活用し、老朽化に伴う更新と合わせ耐震適合性のある管への布設替えを進めます。
- ・経営目標達成に向けた取組の成果指標として、新たに「調整池の耐震化率」を設定します。

##### 【風水害対策】

- ・浸水対策及び土砂災害対策について、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有しながら、計画的に対策を実施します。
- ・長時間停電対策について、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

### 【拡張事業（未整備分）】

- ・北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7年(2025)度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努めていきます。

## イ 工業用水道事業

強靱な工業用水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めます。

### 【耐震化】

- ・浄水場の浄水処理施設の耐震工事が完了し、引き続き、浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化を進めます。
- ・重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路の耐震化を進めます。
- ・経営目標達成に向けた取組の成果指標として、排水処理施設や配水池等について「主要施設の耐震化率」として整理し、新たに設定します。

### 【風水害対策】

- ・浸水対策及び土砂災害対策について、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施します。
- ・長時間停電対策について、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

## ウ 電気事業

令和元年9月に三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電が終了したことから、RDF焼却・発電事業の円滑な終了と電気事業の廃止に向けて取組を進めます。

### 【RDF焼却・発電施設の撤去】

- ・施設撤去工事については、引き続き、周辺環境や安全対策等に十分配慮して、令和4年度中の完了に向けて進めます。

### 【事業の総括】

- ・環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も確認し、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう、関係部局と連携して進めます。

## エ 各事業の展開を支える取組

業務の効率化や市町及びユーザーへのサービスの維持・向上を図るための取組を進めます。

### 【経営の品質向上】

- ・I Cタグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入など、デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討を進めます。

- ・ A I による薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たな I C T の技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討していきます。

### (3) 今後のスケジュール (案)

- 令和3年12月 防災県土整備企業常任委員会 (中間案の説明)  
パブリックコメント、関係者 (市町、ユーザー等) 意見照会
- 令和4年 2月 三重県企業庁経営懇談会 (最終案の説明)
- 3月 防災県土整備企業常任委員会 (最終案の説明)  
計画改定・公表